

人材育成を目的に補助金を交付します

ふるさと創生基金事業



人材育成を目的に次の事業に参加する人の経費の一部を補助します。
対象は、市内に住所を有する人と団体です。
なお、市税などの滞納のある世帯の人、市から補助を受けている団体は対象になりません。

スポーツや文化活動などで 各種大会に参加した場合

県外で開催されるスポーツ、文化、教育その他の大会に出場した場合で、県や地域の予選会に出場し、上位大会出場の権利を得た人、または高等学校・大学連盟、県レベル以上の協会の推薦を受けた人が対象となります。
※小・中学校の児童生徒が部活動の範囲で小・中体連主催の各種大会などに参加した場合に限っては、学校教育課 ☎(242)12300 に対応します。



- 補助金交付回数
大会出場に対する同一年度内の同一補助対象者への交付回数は2回までです。
- 補助金額
ただし、本年度末の年齢が満20歳以下の対象者と、海外で開催される大会については、回数制限はありません。
- 補助金額
①九州（沖縄県を除く）個人 5,000円
②右記を除く国内個人 10,000円
③海外個人 20,000円
- 申請書類
補助金交付申請書の様式は提出先窓口にて用意しています。
また、市ホームページからダウンロードもできます。詳しくはお尋ねください。

- 申請期限
大会終了後、その年度内に申請してください。
- 提出先
ただし、大会終了が3月の場合は、大会終了後1カ月以内は申請できません。
- 自主調査研究の実施や
研修事業に参加した場合
地域の活性化、教育、福祉または産業の振興のため、市民が行なう自主調査研究や研修事業に参加した人や団体が対象となります。
補助の可否や補助金額は、市総合政策審議会に諮問し決定します。詳しくはお尋ねください。



- 自主調査研究の実施や
研修事業に参加した場合
地域の活性化、教育、福祉または産業の振興のため、市民が行なう自主調査研究や研修事業に参加した人や団体が対象となります。
補助の可否や補助金額は、市総合政策審議会に諮問し決定します。詳しくはお尋ねください。
- 問い合わせ先
企画課 企画広報班（合志庁舎）
☎(248)1813

市地域づくりネットワーク 参加団体募集!

市では、住民と市の協働によるまちづくりを進めています。その一環として運営する地域づくりネットワークは、地域づくり団体の自主的・主体的な取り組みを促す相互交流の場です。
定期的な会議や地域づくりに関する情報共有のほか、各団体の抱える課題や問題の解決、地域づくりイベントなどの企画・運営も行なっています。
登録を希望する団体は、登録申込書の提出をお願いします。
● 主な活動内容
・ 全体定例会 2カ月に1回程度
・ 役員会 2カ月に1回程度、ほか
● 会費 1団体1,000円/年
● 申込書 企画課窓口で受け取るか、市ホームページ（市政情報）自治基本条例・まちづくり）からダウンロードしてください。
● 申し込み・問い合わせ先
企画課 企画広報班（合志庁舎）
☎(248)1813



上は定例会。下は昨年度参加した菊池地域ブロックネットワークの水源地バス事業

メールで受け付けます

20歳代の子宮頸がん施設検診

健康づくり推進課 健康推進班（西合志庁舎）
☎(242)11833

近年、子宮頸がんは20歳代や30歳代の若年層で増加傾向にあります。早期に治療すれば、90%以上が治癒します。

若い世代の子宮がん検診受診率向上のため、20歳代の子宮頸がん施設検診の申し込みをメールで受け付けます。

申し込み受け付け後、1週間以内に予約完了のメールを送信します。

また、8月に本年度の検診実施医療機関などの詳しい案内と問診票を送付します。

※迷惑メールの対策などでドメイン指定を行なっている場合、メールが受信できない場合がありますので、下記アドレスからのメールを受信できるように設定してください。



対象年齢	平成27年4月1日時点で20歳代の女性
自己負担額	1,700円
検診時期	9月～平成28年2月
申込期限	7月31日（金）
メール送信先	健康づくり推進課 kenkou@city.koshi.lg.jp
メールに記載する内容 (件名も必須)	件名 子宮頸がん検診申し込み 本文 ①住所 ②氏名 ③生年月日 ④日中連絡のつく電話番号

- 注意事項
①30歳以上の人には1月に申込書を送付していますので、メールでの受け付けはできません。申込書の提出をお願いします。
- ②メールでのお問い合わせは、回答に時間がかかることがあります。質問などご不明な点は、電話でお問い合わせください。

待機児童支援助成事業補助金を支給します

子育て支援課 子ども保育班（西合志庁舎）
☎(242)11509

認可保育所の入所要件を満たし、入所申込を行なっても入所できないに、認可外保育施設に入所する児童の保護者の経済的負担軽減のため、保育料の一部を補助します。

- 対象 次の要件を全て満たす人
①市内に住居登録し、本市に在住する人
②認可保育所の入所要件を満たして申し込みを行なったが、入所できず待機していること（保留通知を持つている人で、両親とも就労中などであること。求職中の人は対象になりません）
③児童が月単位契約で認可外保育施設に、月64時間以上かつ13日以上通っていること（一時預かりや延長保育、月途中の入所・退所は除く）

- 対象とならない人
①通所可能な認可保育所や地域型保育所がありながら、保護者の個人的理由で入所しなかった人
②入所希望保育所が少ない人（特別な理由を除き、原則、第6希望未満の人）
③市税などを滞納している人

- 対象施設
保育所業務を目的とする施設で、

申請期限	申請期限
平成27年度 通園期間	申請期限
4月～7月	8月20日(木)
8月～11月	12月21日(月)
12月～ 平成28年3月	平成28年 4月20日(水)

※申請書などは子育て支援課、合志庁舎市民課、泉ヶ丘支所、須屋支所に置いてあります。また、市ホームページからダウンロードもできます。

- 補助対象経費
保護者が負担した月額保育料と昼食代を合計した額。延長料金などは除く。
- 補助額
保護者が負担した対象経費から、認可保育所に入所した場合の保育料月額相当額を差し引いた額。
ただし、上限月額20,000円。
- 申請方法
一次の書類を子育て支援課に提出してください。（郵送可）
①合志市待機児童支援助成事業補助金交付申請書
②認可外保育施設在籍証明書兼保育料等納入済証明書